

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この事業は、最近の漁業をめぐる厳しい環境の中で、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第4条第1項の認定に係る同項各号の改善計画（以下「漁業経営改善計画」という。）に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者が借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に関し、当該資金に係る全国漁業信用基金協会高知支所又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の預託資金の借入れについて県が利子補給金を交付することにより、その経営の改善の円滑な推進を資金面で支援しようとするものである。
- 2 この事業の運営に関する取扱いについては、漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成23年9月1日付け22水漁第2455号農林水産事務次官依命通知）及び漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成23年9月1日付け22水漁第2456号水産庁長官通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(貸付対象者等)

- 第2条 漁業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）を借り受けることができる者は、第9条第1項に規定する資金利用計画について知事の認定を受けた者で、次に掲げる要件を満たす中小漁業者とする。ただし、この要綱において「中小漁業者」とは、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等をいい、「認定漁業者」とは、漁特法第4条第1項の認定を受けた中小漁業者（当該認定に係る漁業経営改善計画に従い設立された法人を含む。）をいう。
- (1) 漁業経営改善計画が第4条各号に規定する用途の運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
 - (2) 貸付けを受ける年度において、漁業経営改善計画の措置に着手することが確実であること。
 - (3) 青色申告を行っていること。
 - (4) 第9条第1項の規定による資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。）。
 - (5) 県税の滞納がないこと。

(融資機関)

- 第3条 本資金の融資機関は、次に掲げる者のうち県税の滞納がない者とする。
- (1) 高知県信用漁業協同組合連合会
 - (2) 農林中央金庫
 - (3) 銀行
 - (4) 信用金庫
 - (5) 信用協同組合

(資金使途)

- 第4条 本資金の資金使途は、漁業経営改善計画の達成に必要な次に例示する運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）を含まないものとする。
- (1) 雇用労賃
 - (2) 燃料費
 - (3) 漁船の保守管理費
 - (4) 漁船乗組員の研修費

原則として月の初日とする。

(償還期限)

第8条 本資金の償還期限は、手形貸付けにあつては1年以内、当座貸越しにあつてはおおむね1年の当座貸越契約期間内とする。ただし、第5条第2号の利用期間（以下「利用期間」という。）中は、第6条の極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

2 本資金を借り受けた者の利用期間終了時に有する借入金残高は、利用期間終了時に全て返済するものとする。

(資金利用計画認定申請等)

第9条 本資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、利用期間を上限として水産庁長官が別に定める資金利用計画認定申請書（以下この条において「計画認定申請書」という。）を作成し、当該利用計画が適当である旨、知事の認定を受けなければならない。

2 借入希望者は、利用計画について、あらかじめ融資機関の承諾を受けた上で、当該融資機関を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該融資機関は、貸付予定極度額を記載した承諾書を付するものとする。ただし、借入希望者が前項に規定する貸付けに係る債務保証を必要とする場合は、当該融資機関は基金協会との保証協議により、基金協会の保証の承諾を得た上で、計画認定申請書を知事に提出するものとする。

3 知事は、借入希望者から計画認定申請書の提出を受けたときは、高知県漁業経営改善促進資金利用計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、当該計画の審査を行い、当該計画が適当であると判断する場合には、その旨の認定を行うものとする。ただし、認定漁業者が認定を受けた計画の利用期間終了後に新たな漁業経営改善計画の認定を受け、本資金の貸付けを希望する場合において、その極度額が計画期間中に設定されていた額の範囲内であるときは、知事による再認定は要しないものとし、知事の再認定を要しないものうち、漁業経営改善計画を農林水産大臣が認定する場合については、漁業経営改善計画の写し、大臣の認定書の写し及び融資機関への本資金借入申込書の写しを知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項に規定する認定を行った場合は、借入希望者、融資機関その他関係者に対して、水産庁長官が別に定める資金利用計画認定通知書により通知するものとする。

5 前各項の規定は、計画の変更について準用する。この場合において、認定の申請は、水産庁長官が別に定める資金利用計画変更申請書により行うものとする。

(審査委員会)

第10条 本資金の融通を適正かつ円滑に推進するため審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、それぞれ次に掲げる者をもって構成する。

(1) 主として遠洋まぐろ漁業を営む場合

ア 高知県水産振興部水産政策課（以下「水産政策課」という。）を代表する者

イ 農林中央金庫を代表する者

ウ 日本かつお・まぐろ漁業協同組合を代表する者

エ 全国遠洋沖合漁業信用基金協会を代表する者

オ その他審査委員会において必要があると認める者

(2) 前号に規定する以外の場合

ア 水産政策課を代表する者

イ 農林中央金庫を代表する者

ウ 高知県漁業協同組合連合会を代表する者

エ 高知県信用漁業協同組合連合会を代表する者

オ 全国漁業信用基金協会高知支所を代表する者

カ その他審査委員会において必要があると認める者

- 3 会長は、水産政策課長とし、会務を総括し、会議の運営に当たるものとする。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 この制度に関係がある県職員は、必要に応じ審査に参加することができるものとする。
- 6 審査委員会は、必要がある都度招集するものとし、原則として全構成員の出席を得て開くものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情により出席することができない者があるときは、この限りでない。
- 7 審査委員会における審査事項は、原則として出席者全員の合意により決定するものとする。ただし、出席者全員の合意を得られなかった審査事項については、会長がこれを決定するものとする。
- 8 審査委員会は、漁業経営改善促進資金の資金利用計画認定申請のあったものについて、次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 借入希望者の貸付資格及び貸付極度額
 - (2) 資金利用計画における経営改善措置の妥当性
 - (3) その他審査委員会において必要があると認める事項

(資金利用計画の認定の取消し)

- 第11条 知事は、認定漁業者に係る資金利用計画が次のいずれかに該当する場合は、借受者に対して資金利用計画の認定取消しを行うものとする。
- (1) 漁特法に基づく漁業経営改善計画の認定の取消しがあった場合
 - (2) 漁業経営改善促進資金により既往借入金の返済（第4条に規定する既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）がされていると認められる場合
 - (3) 資金利用計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金又は漁業経営再建資金の借入れを行う場合
 - (4) 借受者が高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に定める暴力団又は同条第3号に定める暴力団員等に該当すると認めるとき
- 2 融資機関及び基金協会は、本資金の借受者が前項各号のいずれかに該当すると認められる事実を知ったときには、遅滞なく知事に報告しなければならない
- 3 知事は、資金利用計画の認定の取消しを行った場合は、借受者、融資機関その他関係者に対してその旨を通知するものとする。

(平均残高による貸付目標額の設定)

- 第12条 融資機関は、借入希望者からの要望額を踏まえ、毎年度、別記第1号様式による漁業経営改善促進資金の貸付予定目標額を策定し、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により提出のあった貸付目標額、県の利子補給の見込み、低利預託資金の調達見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、融資機関及び基金協会との協議を経て、毎年度、県の貸付予定目標額を策定し、毎年1月末までに水産庁長官に協議するものとする。
 - 3 知事は、水産庁長官との協議を経て県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定し、融資機関に対しては、別記第2号様式による漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金預託額を、基金協会に対しては、別記第3号様式による漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金預託額を通知するとともに水産庁長官に報告するものとする。

(低利預託資金の造成等)

- 第13条 基金協会は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の預託資金として県造成分に相当する額（以下「県低利預託資金」という。）を、全国漁業信用基金協会高知支所にあっては高知県信用漁業協同組合連合会から、全国遠洋沖合漁業信用基金協会にあっては農林中央金庫から次に定めるところより借入れを行うものとする。
- (1) 借入額は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の4分の1に相当する額とすること。

- (2) 当該借入れに係る金利は、1.475パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。
- 2 知事は、別に定めるところにより、高知県信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫に対し、前項の借入れに係る利子補給金を交付することとし、利子補給率は、基金協会の利子負担をなくすため前項第2号の規定による率とする。
 - 3 基金協会は、知事の別記第4号様式による漁業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示書により、次に定めるところにより融資機関に預託するものとする。
 - (1) 融資機関への預託額は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の2分の1に相当する額以内の額とする。
 - (2) 融資機関への預託利率は、年1パーセントとする。ただし、資金供給予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が300万円以上1,000万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。
 - 4 知事は、前項の指示をしたときは、関係融資機関に別記第5号様式による漁業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示についてにより通知するものとする。
 - 5 本資金を融資しようとする融資機関は、あらかじめ知事とその旨を別記第6号様式による漁業経営改善促進資金融資事業の取扱に係る届出についてにより届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結し、当該基本契約の写しを知事に提出しなければならない。
 - 6 融資機関は、第2条から第8条までの規定により本資金を貸し付けなければならない。

(資金貸付等の適正化)

- 第14条 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的及び慣行的とならないよう担保及び保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、資金利用計画の審査の前に、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続等を迅速に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮しなければならない。
- 2 基金協会は、本資金の原資の融資機関への資金預託に当たっては、次に掲げる事項に留意して、適切な運用の確保に努めなければならない。
 - (1) 本資金の原資の預託を開始するに当たっては、当該預託資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の原資の預託に当たっては、極力現金による預託を避け、口座引落とし、口座振込み等預託資金の用途を確認し得る方法を活用すること。
 - 3 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次に掲げる事項に留意して、適切な運用の確保に努めなければならない。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの対象者ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金による交付を避け、口座引落とし、口座振込み等貸付資金の用途を確認し得る方法を活用すること。
 - 4 融資機関は、常に借入者の資金利用状況、経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図らなければならない。
 - 5 本資金の融資機関は、1借入希望者につき1金融機関とする。

(報告)

- 第15条 融資機関は、四半期ごとの漁業経営改善促進資金貸付状況報告書を水産庁長官が別に定める様式により作成し、これを各四半期末の翌月の末日までに基金協会に提出しなければならない。
- 2 基金協会は、前項の規定による報告書を取りまとめ、四半期ごとの漁業経営改善促進資金

状況報告書を水産庁長官が別に定める様式により作成し、各四半期末の翌々月の15日までに知事に提出しなければならない。

(帳票等の整理保管)

第16条 基金協会及び融資機関は、本資金の貸付け及び預託金に係る帳票類を、当該資金の貸付け及び預託金以外のものと区分して事業終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査)

第17条 知事は、本資金に関して必要があると認めるときは、借入者、融資機関及び基金協会の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(情報の開示)

第18条 本資金の融資事業を行う事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第19条 本事業の関係者は、本事業が中小漁業経営の改善合理化努力を支援することを最大の目的にしていることを十分踏まえて、制度の運営に当たらなければならない。

2 本制度は、漁業経営改善計画の達成を資金面で支援することを目的にしているため、使いやすい融資制度とすることに主眼を置いているが、融資は返済を必要とするものであるとともに、金利負担を伴うものであることを踏まえ、本事業の関係者は、必要な融資が的確に行われるように配慮するとともに、安易又は過大な融資により認定漁業者の経営を圧迫することのないよう十分に留意するものとする。

3 融資機関は、本資金の融資に当たっては、迅速な貸付けに努めなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 高知県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱（平成8年4月1日8水第31号。以下この項において「旧要綱」という。）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、旧要綱に基づき交付された補助金については、第16条、第17条及び第18条の規定は同日以降もなお効力を有する。

3 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

4 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

5 この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。